

令和6年度認定こども園サポート事業 実施要項

秋田県教育庁幼保推進課

1 目的

認定こども園を目指す就学前教育・保育施設及び認可・認定後初年度の認定こども園に対し、訪問による支援及び研修を本事業を通して実施することにより、保育者の資質の向上を図るとともに、園内で質の高い教育・保育を実践する体制構築を支援する。

2 対象

- ・認定こども園を目指す意向がある就学前教育・保育施設
- ・令和5年度末に認可・認定を受けた認定こども園

3 方法等

(1) 指導主事等の派遣

事業の円滑な推進を期すため、指導主事及び幼保指導員等を派遣し、施設運営や認可・認定に係る資料の整備について支援（確認）するとともに、保育公開及び研究協議等を通して、各施設の課題に対する指導助言や情報提供等を行う。

(2) 他施設の参観・見学や研修会の活用の推奨

希望する施設に対し、他施設の保育参観や見学、外部研修会等への積極的な参加を推奨し、その成果の活用を支援する。

(3) 1の目的を達成するため、サポート事業は2年間による実施を原則とする。

*秋田市の施設については、市が中心に上記を進め、県が市を支援する。

4 申込みの手続き

認定こども園を設置しようとする区域を管轄する市町村と十分な協議を行った上で、申込みください。

事業実施希望施設は、事業実施希望調査書〈様式1～3〉を幼保推進課あて電子メールで提出する。

提出先：幼保推進課 E-mailアドレス：youho@mail2.pref.akita.jp (1：エル、2：数字)
件名：サポート事業【□□園】

①令和6年度新規希望施設（新たに認可・認定を目指す施設）

事前に法人等の了承を得て、市町村担当課と協議の上、施設と市町村担当課が作成し、令和6年4月5日（金）午後5時までに〈様式1〉を市町村担当課が提出する。

②令和5年度からの継続希望施設（サポート事業2年目の施設）

ア 令和5年度中に法人の了承を得て、市町村担当課と協議の上、施設と市町村担当課が作成し、令和6年3月25日（月）午後5時までに〈様式1〉を市町村担当課が提出する。

イ 幼保推進課から施設に連絡後、令和5年度中に担当指導主事等(※)に連絡し、訪問日等の調整後、令和6年4月5日（金）午後5時までに〈様式2〉を提出する。

③令和6年度認可・認定後初年度施設（令和6年度開園予定の施設）

令和5年度の担当指導主事等(※)に連絡し、訪問日等の調整後、令和6年4月5日（金）午後5時までに〈様式3〉を提出する。

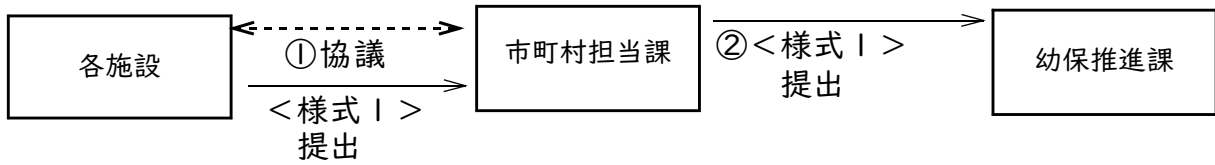
※担当指導主事等：北地区（北教育事務所）

中央地区（幼保推進課）

南地区（南教育事務所）、秋田市（子ども未来部施設指導室）

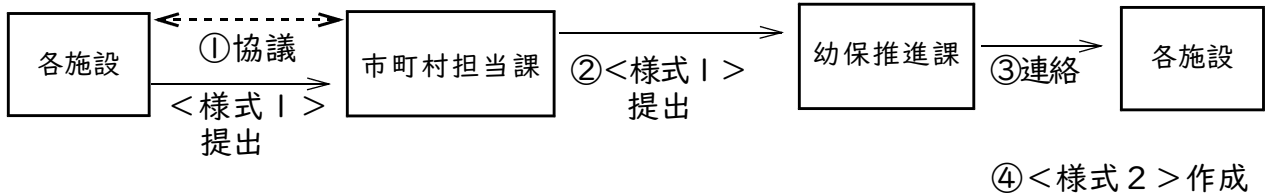
【申込み手続きの流れ<様式1~3>】

①令和6年度新規希望施設（新たに認可・認定を目指す施設）<様式1>

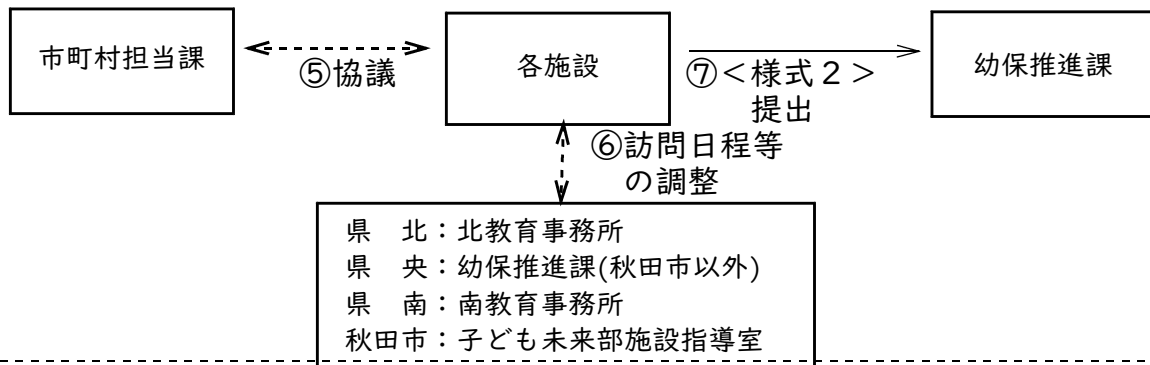


②令和5年度からの継続希望施設（サポート事業2年目の施設）

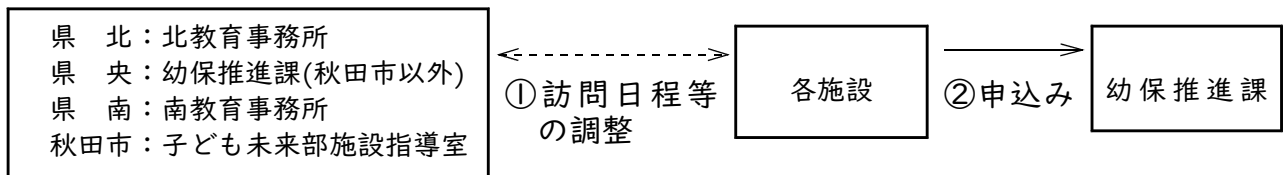
ア 令和5年度からの継続希望施設（サポート事業2年目の施設）<様式1>



イ 令和5年度からの継続希望施設（サポート事業2年目の施設）<様式2>



③令和6年度認可・認定後初年度施設（令和6年度開園予定の施設）<様式3>



5 事業説明会の実施（オンライン）

当課は、別添「令和6年度 認定こども園サポート事業説明会開催要項」により、令和6年度からの新規希望施設を対象に事業説明会を実施する。各新規希望施設毎に設定した時間に実施する。当該施設職員に加え、法人関係者及び市町村担当課職員等も参加すること。秋田市の施設には、県が事業説明を、秋田市が申請手続き及び訪問等の流れを説明する。

〈「令和6年度認定こども園サポート事業説明会開催要項」参照〉

日時：令和6年3月4日（月）

6 事業決定の通知

当課は、課内で審査の上、令和6年度認定こども園サポート事業への参加を承認した施設に対し、5月中旬頃までに事業決定通知を送付する。

7 各施設における実施内容

(1) 実施計画書の提出

事業実施施設は、市町村担当課と協議の上作成し、実施計画書<様式4>を令和6年6月3日(月)までに担当の幼保推進課または北・南教育事務所と市町村担当課それぞれに電子メールで提出する。

計画書の記入に当たっては、以下に留意する。

① 指導主事等の訪問

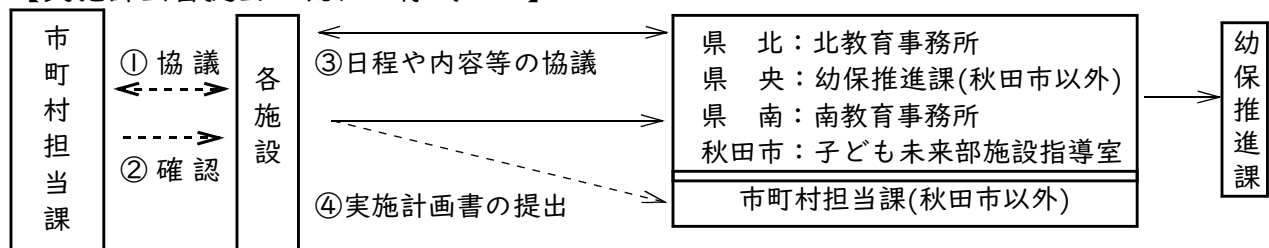
- ・認可・認定を目指す施設(初年度及び2年目の施設)は年3回、認可・認定後初年度施設は年1回を原則とする。
- ・認可・認定後の秋田市の施設においては、秋田市が主として訪問し、市の要請に応じて県が同行する。
- ・担当指導主事等(※)と訪問時の日程や内容等を協議し、実施計画書<様式4>を作成する。訪問は、認可・認定を目指す施設の場合、6月、9月～11月、12月～1月の期間に各1回計3回実施する。

※担当指導主事等：北地区 (北教育事務所)
中央地区 (幼保推進課)
南地区 (南教育事務所)
秋田市 (子ども未来部施設指導室)

② 研修及び他施設の参観

「幼保推進課所管研修等案内」に掲載している研修及び他施設の保育参観等について記入する。「幼保推進課所管研修等案内」は、3月中旬頃までに市町村担当課を通じて各就学前教育・保育施設に電子メールで送付する。(3月下旬には郵送で各施設に直接送付する。)

【実施計画書提出の流れ<様式4>】



*秋田市の施設は、秋田市担当課(子ども未来部施設指導室)のみに提出する。

*公立の施設は、園が作成し、市町村担当課が提出する。

(2) 各種申請資料の作成

実施施設は、「認定こども園の手引き」(秋田県教育庁幼保推進課発行)を参考に、随時必要書類を作成する。「認定こども園の手引き」は下記からダウンロード可能である。

秋田県公式サイト「美の国あきたネット」/部署別/教育庁/幼保推進課/
保育情報サイト「わか杉っ子!元気に!ネット」/事業者・行政のみなさん/認定こども園について(2023年04月01日)

(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/44362>)

(3) サポート事業当日の内容及びその準備

①原則として午前を保育公開、午後を研究協議とする。必要に応じて、認可・認定の申請に向けた書類整備に関する研修や、各施設の課題に応じた研修等を行う。

②各施設は、訪問日の2週間前を目途に、担当指導主事等(※)に連絡し、1日の流れや準備物等について確認する。

※担当指導主事等：北地区 (北教育事務所)
中央地区 (幼保推進課)
南地区 (南教育事務所)
秋田市 (子ども未来部施設指導室)

③各施設は、訪問日の7日前必着で、訪問者の所属先(幼保推進課、北教育事務所、南教育事務所、秋田市子ども未来部施設指導室)あてに次の資料を人数分郵送する。

<準備物>

【全園、各回訪問時の共通資料】

- ・当日の日程
- ・協議参加者名簿(職員の分掌等が記載された職員名簿も可)
- ・当日の指導計画(保育指導案、月案、週案及び日案、初回は年間指導計画)
- ・認可・認定の申請に関する書類(担当指導主事等からの指示があった場合)

<準備物>

【サポート事業初年度・2年目の園】

□サポート事業初年度・2年目の園(1回目訪問時の資料)

- A) 全体的な計画、教育課程(幼稚園) B) 年間指導計画、月案、週案及び日案
- C) 小学校との連携に関する計画 D) 教育保育従事職員の研修計画
- E) 子育て支援事業の実施計画 F) デイリープログラム(各年齢)

□サポート事業初年度園

- ・資料A～Fは今年度のもの。

□サポート事業2年目の園

- ・資料A～Fは来年度(こども園版：作成中)のもの。
- ・審議会に提出するB)月案、週案及び日案については、今年度の10月、10月第2週又は第3週(記入後のもの)とする。

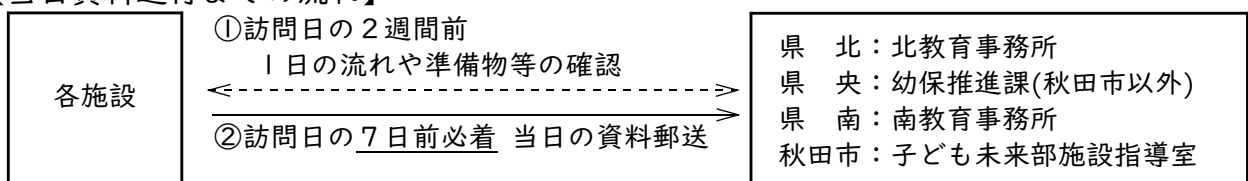
*2回目訪問時の資料の準備は、書類の整備状況を確認し、訪問担当者が連絡する。

【認可・認定後初年度の園】

資料A～F(今年度分)の送付は不要だが、訪問時に確認するので準備する。

④原則として当日の研究協議の進行は各施設の教職員が行う。

【当日資料送付までの流れ】



*秋田市の施設は、秋田市担当課(子ども未来部施設指導室)の他、幼保推進課員訪問時には、幼保推進課にも訪問者数分提出する。

(4) 調整・企画担当による申請手続きに係る説明

指導主事等訪問実施日（初年度及び2年目の1回目に半日程度）に、幼保推進課調整・企画チーム、北・南教育事務所総務・幼保推進チームの担当者による申請手続きに係る説明を行う。（秋田市の教育・保育施設は除く）

(5) 実施報告書の作成及び提出

事業終了後は、実施報告書〈様式5〉及び下記提出書類を令和7年2月28日(金)までに、担当の幼保推進課または北・南教育事務所と市町村担当課それぞれに、電子メール（実施報告書〈様式5〉）及び郵送（A～Fの下記提出書類）で提出する（下記参照）。

複数の施設が合同で事業を実施する場合は、施設間で十分協議の上実施することとし、資料の作成及び提出等においても、各施設長が連名で行うよう留意願いたい。

*公立の施設は、実施報告書〈様式5〉を施設が作成し、市町村担当課が提出する。

*北・南教育事務所は、実施報告書〈様式5〉を幼保推進課に提出する。

【提出書類内訳】

	秋田市以外の施設			秋田市の施設		
	① R6年度内に認可希望施設	② R7年度以降に認可希望施設	③ 認可・認定後施設	④ R6年度内に認可希望施設	⑤ R7年度以降に認可希望施設	⑥ 認可・認定後施設
実施報告書〈様式5〉	○	○	○	○	○	○
A～Fの下記書類	×	○	×	○ <small>幼保推進課にのみ送付</small>	○	×
送付方法	実施報告書〈様式5〉：電子メール			A～Fの下記書類：郵送		
送付先	<input type="checkbox"/> 市町村担当課 <input type="checkbox"/> 県北：北教育事務所 県央：幼保推進課 県南：南教育事務所			<input type="checkbox"/> 秋田市子ども未来部施設指導室 <input type="checkbox"/> 幼保推進課		<input type="checkbox"/> 秋田市子ども未来部施設指導室

- A) 全体的な計画、教育課程（幼稚園） B) 年間指導計画、月案、週案
 C) 小学校との連携に関する計画 D) 教育保育従事職員の研修計画
 E) 子育て支援事業の実施計画 F) デイリープログラム（各年齢）

〈指導主事等の指導助言等により改善を図った当年度の書類を提出すること〉

(6) 実施計画書・実施報告書、訪問に関する資料の提出先

北地区：北教育事務所 〒018-3331 北秋田市鷹巣字東中岱76-1
 E-mailアドレス：Kitakyouikujimusho@pref.akita.lg.jp (1:エル)

中央地区：幼保推進課 〒010-8580 秋田市山王3丁目1-1
 E-mailアドレス：youho@mail2.pref.akita.jp (1:エル、2:数字)

南地区：南教育事務所 〒013-0022 横手市四日町3-23 横手市水道庁舎3階
 E-mailアドレス：Minamikyokujimusho@pref.akita.lg.jp (1:エル)

秋田市：子ども未来部施設指導室
 〒010-8560 秋田県秋田市山王1丁目1-1
 E-mailアドレス：ro-chig@city.akita.lg.jp (1:エル)

*電子メールでの提出時の件名は「サポート事業【□□園】」と御記入願います。

8 経 費

実施施設への訪問に係る指導主事等の旅費は県が負担する。事業説明会、他施設の参観及び各種研修会への参加に係る実施施設教職員の経費は各施設が負担する。

9 その他

本事業に係る様式等は、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」／部署別／教育庁／幼保推進課／保育情報サイト「わか杉っ子！元気に！ネット」／事業者・行政のみなさん／「令和6年度認定こども園サポート事業について」にも掲載する。

【掲載内容】

- ・令和6年度認定こども園サポート事業実施要項
- ・〈様式1～3〉実施希望調査書
- ・〈様式4〉実施計画書
- ・〈様式5〉実施報告書
- ・令和6年度認定こども園サポート事業説明会開催要項
- ・〈別 紙〉実施日時と参加者希望調査書

1 新規希望

2 継続希望

(1. 2の該当する方に印を付けてください。)

◇提出先 E-mail アドレス (幼保推進課) : youho@mail2.pref.akita.jp (1: エル、2: 数字)	
◇電子メールの件名: サポート事業【□□園】	
◇締切: 1 新規希望 令和6年4月5日(金)午後5時必着 2 継続希望 令和6年3月25日(月)午後5時必着	
◇その他: ・市町村担当課が提出してください。 ・実施希望調査書の添付を確認してから送信してください。 ・受信後5日以内に返信メールをお送りします。来ない場合は、希望調査書が届いていない場合がありますので、幼保推進課指導チーム(018-860-5126)まで連絡願います。	
◇基本情報 (複数の施設が合同で事業を実施する場合は、全施設の情報を入れてください。)	
法人名	
法人代表者名	
施設名	
施設長名	
事業に係る連絡先	担当者名: 連絡先: 電話番号・FAX: E-mail アドレス:
認可・認定希望時期	年 月 ※(例) 令和8年4月に開園希望の場合は、認可・認定申請書類の審査完了が令和8年1月頃(県の場合)となるので、「令和8年1月」と記入する。
事業実施希望理由 ※事業実施決定審査の情報 となりますので具体的に 記入してください。	
◇市町村担当課記入	
市町村担当課	担当者名: 連絡先: 電話番号・FAX: E-mail アドレス:
市町村意見 ※今後10年程度の利用者数、 1号認定こどもの需要等 を含め、当該事業実施に当 たつての意見を記入して ください。	

〈様式2〉 継続希望施設用（サポート事業2年目の施設）

令和6年度認定こども園サポート事業実施希望調査書

◇提出先 E-mail アドレス（幼保推進課）：youho@mail2.pref.akita.jp（1：エル、2：数字）

◇電子メールの件名：サポート事業【□□園】

◇締切：令和6年4月5日（金）午後5時必着

◇その他：・実施希望調査書の添付を確認してから送信してください。
 ・受信後5日以内に返信メールをお送りします。来ない場合は、希望調査書が届いていない場合がありますので、幼保推進課指導チーム（018-860-5126）まで連絡願います。

◇基本情報（複数の施設が合同で事業を実施する場合は、全施設の情報を入れてください。）

法人名	
施設名	
施設長名	
事業に係る連絡先	連絡先（担当者）： 電話番号・FAX： E-mail アドレス：

◇事業実施予定日

年度内3回の訪問日について、令和5年度の担当指導主事等(※)に連絡し、訪問日等の調整をしてください。（すでに決定済みの場合はその期日を入れてください。）

複数園で行う場合は、1～3回の期日及び実施場所も入れてください。4回以上の場合も同様。

- ※担当指導主事等：北地区（北教育事務所）
 中央地区（幼保推進課）
 南地区（南教育事務所）
 秋田市（子ども未来部施設指導室）

回	期 日	場 所	備 考
1	月 日 ()		
2	月 日 ()		
3	月 日 ()		
4	月 日 ()		
5	月 日 ()		
6	月 日 ()		

〈様式3〉認可・認定後初年度施設用（令和6年度開園予定の施設）

令和6年度認定こども園サポート事業実施希望調査書

◇提出先 E-mail アドレス（幼保推進課）：youho@mail2.pref.akita.jp（1：エル、2：数字）
◇電子メールの件名：サポート事業【□□園】
◇締切：令和6年4月5日（金）午後5時必着
◇その他： ・実施希望調査書の添付を確認してから送信してください。 ・受信後5日以内に返信メールをお送りします。来ない場合は、希望調査書が届いていない場合がありますので、幼保推進課指導チーム（018-860-5126）まで連絡願います。

◇基本情報

法人名	
施設名	
施設長名	
事業に係る連絡先	連絡先（担当者）： 電話番号・FAX： E-mail アドレス：

◇実施予定日

年度内1回の訪問日について、令和5年度の担当指導主事等(※)に連絡し、日程を調整した期日を入れてください。（6月、9月～11月、12月～1月から1回）

なお、令和6年度4月開園に向けて県に認可・認定の申請をしている施設には、認定こども園審議会を経て認可・認定の可否が通知となりますが、事前に担当指導主事等(※)と日程調整をすることは差し支えありません。ただし、認可・認定とならない場合は、令和6年度の本事業への参加は無効となりますことを申し添えます。公立の施設の場合も同様となります。

※担当指導主事等：北地区（北教育事務所）
中央地区（幼保推進課）
南地区（南教育事務所）
秋田市（子ども未来部施設指導室）

実施予定日	月 日（ ）
-------	--------

〈様式4〉

令和6年度認定こども園サポート事業実施計画書

事業実施施設名 _____

施設長名 _____

記入者職氏名 _____

1 実施を希望する理由 ※令和6年度以降に認可・認定を希望する施設は、認定こども園認可・認定に向けて、施設として目指したい姿及び課題と思われることを記入する。			
2 認可・認定に向けての見通し（認可・認定後初年度園は除く）			
認可・認定希望時期	令和 年 月頃		
類 型	幼保連携型 ・ 幼稚園型 ・ 保育所型 ・ 地方裁量型		
未満児保育（3号子ども受入（予定も含む））の有無	有 ・ 無		
園内体制 （研究推進主担当者）	職	氏名	
施設設備等に係る事項	（認定に向けて施設整備を想定している場合は、概要を記入してください。）		
【実施計画】			
①指導主事等の訪問			
回	日 時	内 容	参加予定者
1	／ () : ~ : :		
2	／ () : ~ : :		
3	／ () : ~ : :		
4	／ () : ~ : :		
5	／ () : ~ : :		
6	／ () : ~ : :		
②「幼保推進課所管研修等案内」掲載の研修への参加及び他施設の参観			
回	期 日	研修会名・参観施設名等	参 加 者
1	／ ()		
2	／ ()		
3	／ ()		
4	／ ()		
5	／ ()		
6	／ ()		
7	／ ()		
8	／ ()		
9	／ ()		
10	／ ()		

※1 中央地区（秋田市以外）は幼保推進課、北・南は各教育事務所、秋田市は子ども未来部施設指導室に、電子メールで提出すること。また、各市町村の担当課にも同じものを提出する。

秋田市の施設は、秋田市担当課（子ども未来部施設指導室）のみに提出する。

公立の施設は、施設が作成し市町村が提出する。

※2 必要に応じて様式の枠を増やしてもよい。

【提出締切：令和6年6月3日（月）】

〈様式5〉

令和6年度認定こども園サポート事業実施報告書

事業実施施設名 _____

施設長名 _____

記入者職氏名 _____

【主な実施内容】

①指導主事等の訪問

回	日 時	内 容	参 加 者	訪 問 者
1	/ () : ~ :			
2	/ () : ~ :			
3	/ () : ~ :			
4	/ () : ~ :			
5	/ () : ~ :			
6	/ () : ~ :			

②「幼保推進課所管研修等案内」掲載の研修への参加及び他施設の参観

回	期 日	研修会名・参観施設名等	参 加 者
1	/ ()		
2	/ ()		
3	/ ()		
4	/ ()		
5	/ ()		
6	/ ()		
7	/ ()		
8	/ ()		
9	/ ()		
10	/ ()		

【事業実施における成果○と課題▲】

- ※1 提出書類を添付のこと。（申請時に県に提出した園、認可・認定後は不要）
- ※2 中央地区（秋田市以外）は幼保推進課、北・南地区は各教育事務所、秋田市は子ども未来部施設指導室に、郵送または電子メールで提出すること。また、各市町村の担当課にも同じものを提出する。
公立の施設は、施設が作成し市町村担当課が提出する。
- ※3 提出書類や送付方法については、「令和~~5~~6年度認定こども園サポート事業実施要項 7（5）報告書の作成及び提出」を参照とすること。
- ※4 必要に応じて様式の枠を増やしてもよい。

【提出締切：令和7年2月28日（金）】

<別紙Ⅰ> 自然災害、感染症拡大等の発生に伴う訪問内容の変更について

- 1 訪問の可否及び内容変更の決定
訪問の可否及び内容の変更等について担当指導主事等と各園長が協議をし、決定する。
- 2 申請書類整備に関する指導助言
訪問の可否に関わらず、担当指導主事等と園が今年度分の作成スケジュールを調整し、指導助言を行う。特に、サポート事業2年目の施設（令和7年度に開園を目指す園）については、年度内に書類整備を終える。
なお、訪問が実施可能な場合は訪問の際に指導助言を行うが、訪問が延期または中止となる場合は、担当者に資料等を送付していただき、電話及び電子メール等での指導助言で対応する。
- 3 保育内容に関する指導助言
 - (1) 年間・月の指導計画、当日の指導案・週（日）案
訪問日の7日前必着で担当者へ送付していただく。担当指導主事等と各園長の協議により、訪問日が延期になった場合は、延期設定日7日前必着で担当者へ送付していただく。
 - (2) 保育参観及び研究協議
 - ① 園訪問が可能であるが、全体での研究協議を中止する場合
保育参観は保育室に入室せず、窓（扉）越しの参観も考えられる。
研究協議は、感染症等の状況次第で下記の方法が考えられる。
 - ア 午後の協議をクラス毎に時間を区切り、短時間・少人数で行う。
 - イ 訪問日程を半日（午前中）とする。保育参観は時間を短縮し、保育担当者への指導助言内容を、訪問日当日、口頭で園長・主任等へ伝達する。
 - ウ 保育参観は時間を短縮し、保育担当者への指導助言内容を、電話及び電子メール等で伝える。
 - ② 園訪問を延期することで年度内の実施が可能な場合
担当指導主事等と園長が協議をし、訪問日を決定する。
 - ③ 園訪問が不可能で、年度内に予定回数の実施ができない場合
年間・月の指導計画、当日の指導案、週（日）案を、担当指導主事等に資料等を送付していただき、電話及び電子メール等での指導助言で対応し、訪問指導に替える。

<別紙2>

令和6年度認定こども園サポート事業スケジュールについて

秋田県教育庁幼保推進課

【サポート事業3年間のスケジュール】

<サポート事業1年目>

令和6年3月	サポート事業説明会：3/4（月）オンライン
4月	希望調査メ切（新規）〈様式1〉
5月	サポート事業実施施設決定 決定通知発送
6月3日（月）	様式4 実施計画書提出
6月～12月	<p>北地区・南地区</p> <p>訪問① 【教育事務所2名、幼保推進課指導チーム1名】 ・ 諸課題の確認と具体的な指導及び助言 ・ 提出書類等（指導チーム分）の確認と今後の見通し 【幼保推進課調整・企画チーム2名】 ・ 提出書類等（調整・企画チーム分）と施設設備の確認</p> <p>訪問② 【教育事務所2名】 ・ 諸課題の改善点の評価と具体的な指導助言</p> <p>訪問③ 【教育事務所2名】 ・ 諸課題の改善点の評価と具体的な指導助言 ・ 来年度に向けての改善点等の確認</p> <p>中央地区</p> <p>訪問① 【幼保推進課指導チーム3名】 ・ 諸課題の確認と具体的な指導助言 ・ 提出書類等（指導チーム分）の確認と今後の見通し 【幼保推進課調整・企画チーム2名】 ・ 提出書類等（調整・企画チーム分）と施設設備の確認</p> <p>訪問② 【幼保推進課指導チーム2名】 ・ 諸課題の改善点の評価と具体的な指導助言</p> <p>訪問③ 【幼保推進課指導チーム2名】 ・ 諸課題の改善点の評価と具体的な指導助言 ・ 来年度に向けての改善点等の確認</p>
令和7年 2月28日（金）	様式5 実施報告書提出

<サポート事業2年目>

令和6年3月	希望調査メ切〈様式1〉(継続)		
令和6年4月	希望調査メ切〈様式2〉(継続、認可・認定初年度)		
5月	サポート事業実施施設決定 決定通知発送		
6月3日(月)	様式4 実施計画書提出		
6月~12月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">北地区・南地区</div> <p>訪問① 【教育事務所2名】 ・諸課題の確認と具体的な指導助言 【幼保推進課調整・企画チーム2名】 ・提出書類等(調整・企画チーム分)と施設設備の確認</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>訪問② 【教育事務所2名、幼保推進課指導チーム1名】 ・諸課題の改善点の評価と具体的な指導助言 ・提出書類等(指導チーム分)の確認と具体的な指導助言 【幼保推進課調整・企画チーム2名】 ・提出書類等(調整・企画チーム分)と施設設備の確認</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>訪問③ 【教育事務所2名】 ・総括指導 ・提出書類等(指導班分)の確認</p>		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">中央地区</div> <p>訪問① 【幼保推進課指導チーム2名】 ・諸課題の確認と具体的な指導助言 【幼保推進課調整・企画チーム2名】 ・提出書類等(調整・企画チーム分)と施設設備の確認</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>訪問② 【幼保推進課指導チーム3名】 ・諸課題の改善点の評価と具体的な指導助言 ・提出書類等(指導チーム分)の確認と具体的な指導助言 【幼保推進課調整・企画チーム2名】 ・提出書類等(調整・企画チーム分)と施設設備の確認</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>訪問③ 【幼保推進課指導チーム2名】 ・総括指導 ・提出書類等(指導チーム分)の確認</p>		
	11月下旬	申請書類の提出	
	12月中旬	申請書類の指導 (電話・電子メール等) 必要に応じて差し替え	
	令和7年1月	認定こども園審議会 (私立幼保連携型)	2月28日(金) 様式5 実施報告書提出

<認可・認定後初年度>

令和6年3月	希望調査メ切〈様式3〉(認可・認定初年度)
5月	サポート事業実施施設決定 決定通知発送
6月3日(月)	様式4 実施計画書提出
6月~12月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">北地区・南地区</div> <p>訪問① 【教育事務所2名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可・認定までの改善点の確認と具体的な指導助言 ・認定こども園の機能を果たしているかの確認と具体的な指導助言
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">中央地区</div> <p>訪問① 【幼保推進課2名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可・認定までの改善点の確認と具体的な指導助言 ・認定こども園の機能を果たしているかの確認と具体的な指導助言
令和7年 2月28日(金)	様式5 実施報告書提出

秋田市の園について

3年間の大まかな流れは、ほぼ上記の通りですが、書類提出時期や審議会開催、訪問者等については、上記の通りではないことを御承知おきください。

保育参観の視点

秋田県教育庁幼保推進課

○基本的な考え方

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育・保育の実践

- ①乳幼児期にふさわしい生活の展開
- ②生活や遊びを通しての総合的な指導
- ③一人一人の発達の特性に応じた指導（発達に必要な経験の保障）

○保育参観の視点

1 衛生・安全

【養護的視点からの配慮】

- ・乳幼児の生命の保持のため、発達の過程の理解の下、安心、安全が意識された保育室等である。
- ・季節や時間帯等に応じて、乳幼児にとって過ごしやすい環境が保障されている。

【教育的視点からの配慮】

- ・乳幼児の生活リズムが配慮され、発達の過程や一人一人の育ちが意識されている。
- ・健康、安全な生活に必要な基本的生活習慣や態度を、主体的に身に付けていくことができる環境の構成及び適切な援助が行われている。

2 乳幼児の姿

- ・乳幼児は生活全般にわたって心地よい居場所が保障され、安心して過ごしている。
- ・乳幼児は様々な体験や保育者との関わりを通して自己肯定感や自己有用感を味わっている。

【3歳未満児】

- ・乳幼児は、保育者に受容的に受け止められ、安心感や安定感を得て、自ら興味・関心をもったことに積極的に向かっている。

【3歳以上児】

- ・幼児は、ものやこととの関わりを通して、自己発揮し、友達と関わりを広げたり、深めたりしている。

3 環境の構成

- ・一人一人の主体性を尊重し、子どもと共に環境を構成しようとしている。
- ・乳幼児の生活や遊びに向かう姿を柔軟に受け止め、環境を再構成している。

4 保育者の関わり

- ・一人一人の心の育ちや意欲的に取り組もうとする姿を受け止め、内面に寄り添った関わりをしている。
- ・保育のねらいを意識し、乳幼児が生活や遊びにおける充実感、満足感等を得られるように関わっている。

5 計画及び指導案

- ・園の教育・保育目標及び乳幼児の実態を踏まえ、長期的・短期的な見通しの中で、育てたい乳幼児の姿を明らかにしている。
- ・長期の指導計画との一貫性を踏まえ、発達に必要な経験・内容を指導案に明らかにしている。
- ・乳幼児の実態を踏まえ、保育のねらいに基づいた環境の構成や保育者の関わりについて具体的に示している。
- ・ねらいと評価の観点と保育の実際（環境の構成及び保育者の関わり）について、整合性が図られている。

秋田県が目指す認定こども園について

秋田県教育庁幼保推進課

1 認定こども園とは

- 就学前の子どもに対する教育・保育を一体に行う施設
(幼稚園と保育所の両方のよさを併せもっている施設)
- ・就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
- ・地域における子育て支援を行う機能

2 認定こども園の類型

- ・幼保連携型認定こども園
- ・幼稚園型認定こども園
- ・保育所型認定こども園
- ・地方裁量型認定こども園

3 教育・保育の内容の充実

- ・0～5歳児の一貫した育ち
- ・法令の遵守
認定こども園の類型
- ・小学校との連携の強化及び小学校教育との円滑な接続の推進
- ・子育て支援機能の充実・地域の子育てを応援

4 認定こども園に求められる教育・保育について

- 『認定こども園の手引き』令和5年4月 秋田県教育庁幼保推進課
- (6) 教育及び保育の計画 (P13～14)
 - ① 全体的な計画
 - ② 指導計画
(年間指導計画、月案、週案または日案、デイリープログラム)
 - (7) 小学校教育との連携に関する計画 (P17)
 - (8) 教育保育従事職員の研修計画 (P17)
 - (9) 子育て支援事業の実施計画 (P17～18)

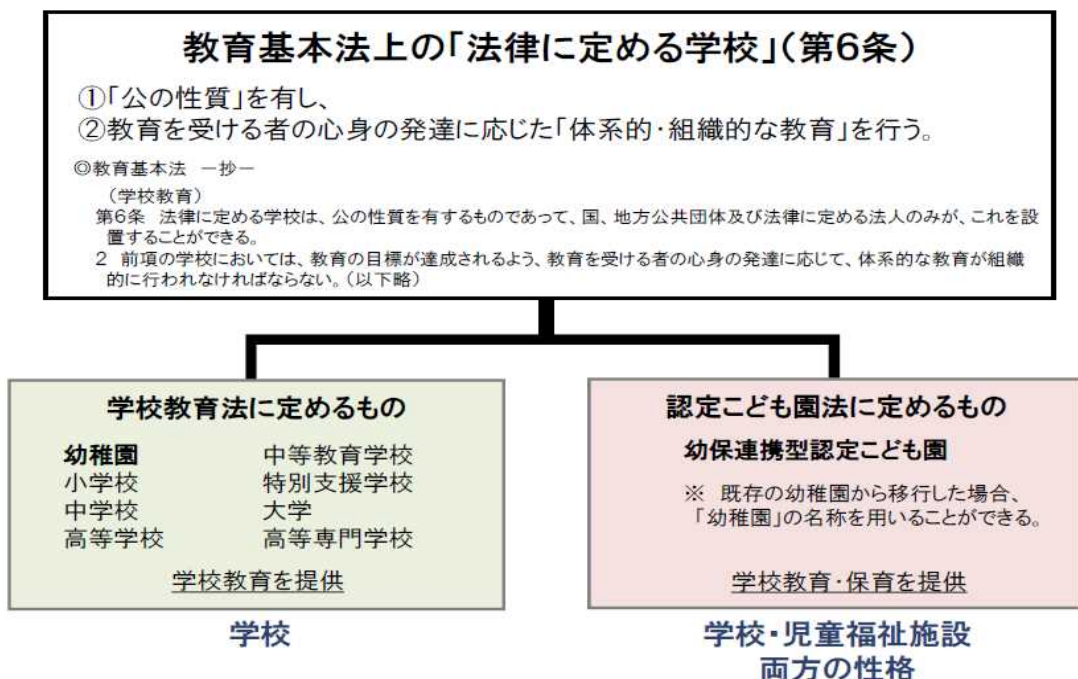
1 認定こども園 4類型の比較 主なもの

	幼保連携型 認定こども園 	幼稚園型 認定こども園 	保育所型 認定こども園 	地方裁量型 認定こども園 
	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	認可外保育施設 (幼稚園機能+保育所機能)
法的性格	【認可】こども園法第17条第1項 ・単一の施設として一体的に運用 ・受入れ対象年齢は各施設の判断で設定可能	【認定】 こども園法第2条第1項 第3条第4項第1号イ~ロ	【認定】 こども園法第3条第2項第2号 保育所において、保育を必要としない満3歳以上の子どもを受入れ、学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う。	【認定】 こども園法第3条第2項第2号 保育機能施設において、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、保育を必要としない満3歳以上の子どもを受入れ、学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う。
認可・認定	秋田市以外の施設・・・県		秋田市の施設・・・秋田市	
設置主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人※1	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭※2 (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上: 幼稚園教諭+保育士資格(当分の間特例あり) 3歳未満: 保育士資格が必要	満3歳以上: 幼稚園教諭+保育士資格(当分の間特例あり) ※ただし、教育相当時間外の保育に従事する場合は、保育士資格が必要 3歳未満: 保育士資格が必要	満3歳以上: 幼稚園教諭+保育士資格(当分の間特例あり) 満3歳未満: 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)			
開園日・開園時間	11時間開園 土曜日の開園が原則	地域の実情に応じて設定	11時間開園 土曜日の開園が原則	地域の実情に応じて設定

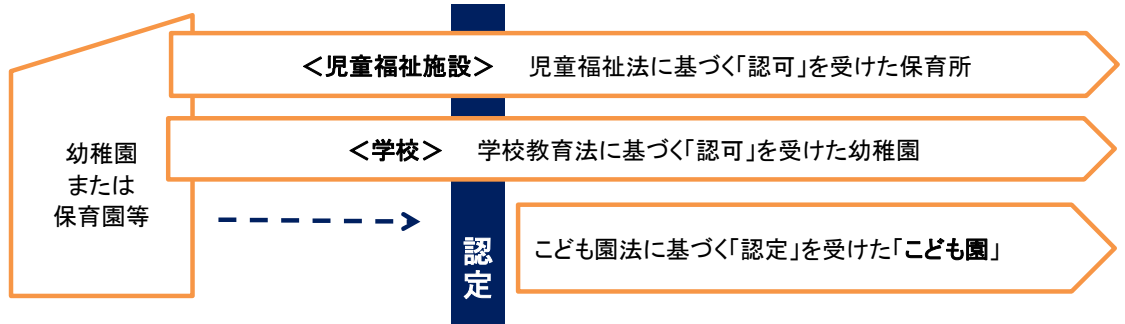
※1 学校教育法附則6条園も一定の要件の下、設置者になることができる経過措置有り。

※2 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない場合は、2025年3月31日までに限り、保育教諭として配置することができます。

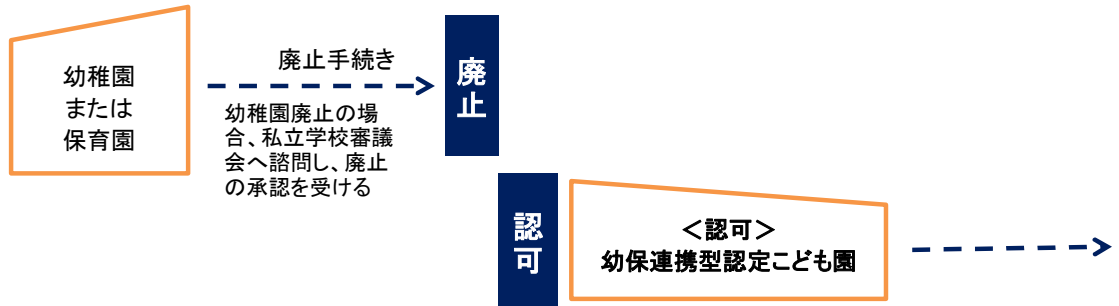
2 幼保連携型認定こども園の法的性格



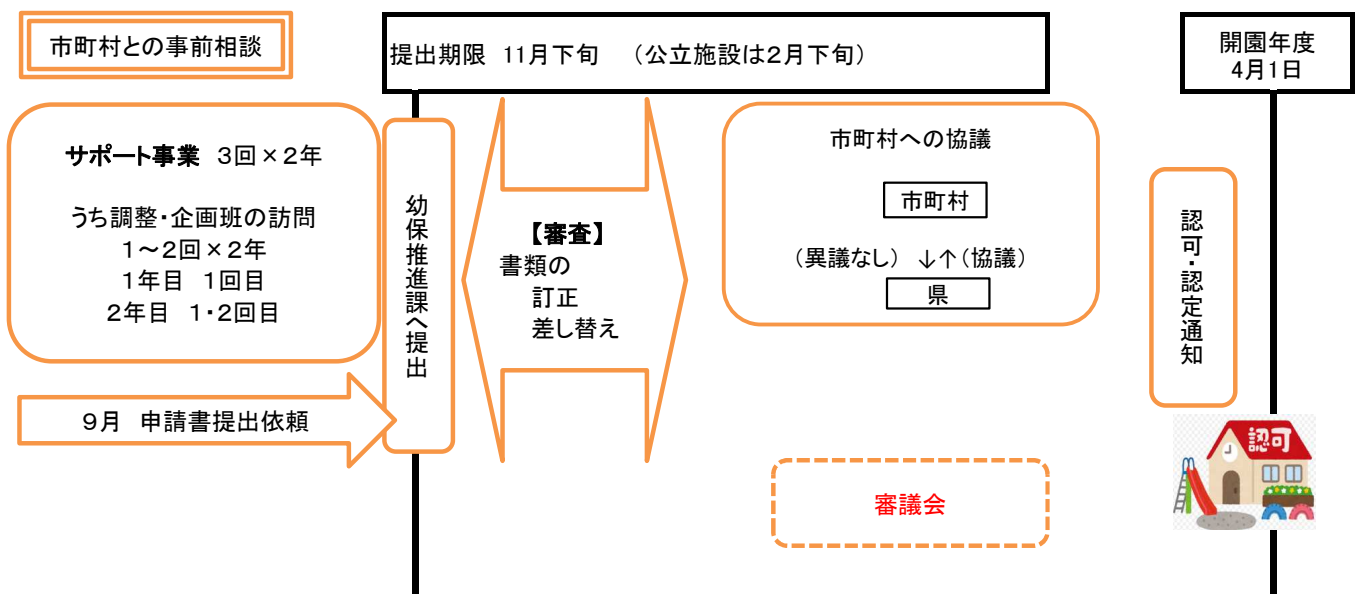
3 既設の幼稚園又は保育所が、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園へ移行する場合



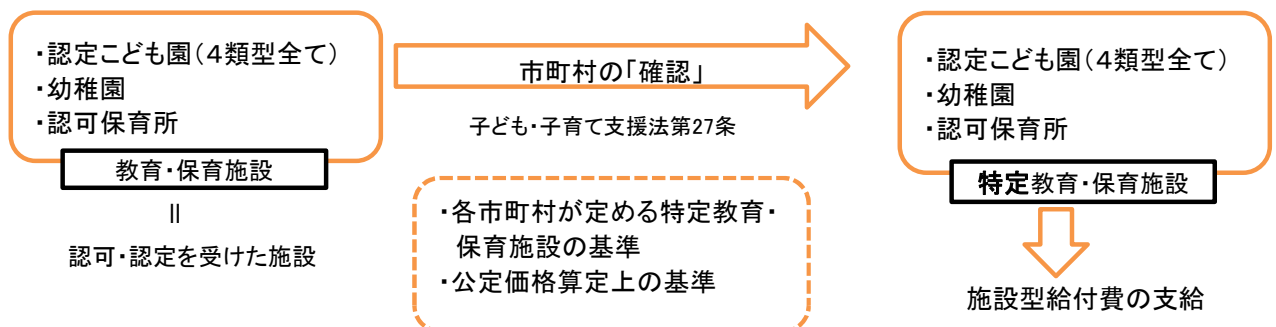
4 既設の幼稚園又は保育所が、幼保連携型認定こども園へ移行する場合



5 認可・認定までの流れ



※ 特定教育・保育施設としての位置付けについて



○県への認可・認定申請準備と同時進行で、市町村と「確認」の要件を満たしているかどうかを協議する。

6 申請書類について

→p4【別紙 関係書類一覧】各認定こども園の申請書類について 参照

7 各施設において設定可能な利用定員と認定区分

特定教育・保育施設 (施設型給付)	満3歳以上		満3歳未満
	①1号認定	②2号認定	③3号認定
	支援法19条1項1号	支援法19条1項2号	支援法19条1項3号
幼保連携型認定こども園	○(★1)	○	○(★1)
幼稚園型認定こども園	○	○	○(★1)
保育所型認定こども園	○	○	○(★1)
地方裁量型認定こども園	○	○	○(★1)
保育所	(★3)	○(★2)	○(★2)
幼稚園	○	(★3)	—

★1 定員を設定しないことも可能。 ★2 ②③いずれかのみを設定も可能 ★3 特例給付による利用形態あり

8 こども園に関する資料等

美の国あきたネット
秋田県公式サイト

戻る 分類別 部署別 音声読み上げ 閲覧支援

サイト内検索
キーワード・コンテンツ番号を入力

Foreign language (Google Translation)
Select Language

事業者・行政のみなさんへ

認可・届出

- 令和5年度認定こども園サポート事業について [2023年11月30日]
- 令和5年度幼保連携型認定こども園指導監査関係様式について [2023年11月30日]
- 令和5年度児童福祉行政（保育関係）指導監査関係様式について [2023年11月30日]
- 秋田県私立幼保連携型認定こども園の設置等の認可に関する審査基準を制定しました [2023年11月30日]
- 認定こども園について [2023年04月01日]**

【別紙 関係書類一覧】 各認定こども園の申請書類について

秋田県教育庁幼保推進課

関係書類	様式番号	問合せ先	内容等
1 認定・認可・運営状況報告に係る申請書等			
(1) 認定こども園認定申請書(公立・私立)	様式第1号	○	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 問合せ先 ○ 調整・企画チーム ★ 指導チーム </div>
(2) 幼保連携型認定こども園設置届出書(公立)	様式第7号	○	
(3) 幼保連携型認定こども園設置認可申請書(私立)	様式第10号	○	
(4) 幼保連携型認定こども園長届出書(私立)	様式第14号	○	
(5) 幼保連携型認定こども園設置情報提供書(公立・私立)	様式第13号	○	
2 教育保育従事職員等配置状況一覧	様式第2号	○	こども園版
(添付) 勤務割表(ローテーション表)		○	こども園版 出勤する全職員の勤務時間が分かるもの
3 教育保育従事職員資格等取得状況一覧	様式第3号	○	こども園版
(添付) 幼稚園教諭免許状(写)、保育士証(写)		○	
4 施設設備表	様式第4号	○	
(添付) 有効面積表、平面図、面積算出内訳		○	
(添付) 建物の平面図		○	こども園の配置
(添付) 建物の配置図		○	
(添付) 建物の周辺図		○	
(添付) 各部屋等の面積を示した一覧		○	こども園の配置
(添付) 土地の実測図(私立のみ)		○	
(添付) 土地・建物の登記簿謄本(私立のみ)		○	
(添付) 貸与契約書(私立のみ:不動産の貸与を受けている場合)		○	
(添付) 屋外遊戯場の特例に関する書類(特例適用施設のみ)		○	
5 管理運営状況表	様式第5号	○	
(添付) 園運営組織と分掌		○	こども園版
(添付) 年間行事計画		○	こども園版
(添付) 「学校安全計画」(幼保連携型のみ)		○	こども園版
(添付) 「学校保健計画」(幼保連携型のみ)		○	こども園版
(添付) 「食育年間計画」(幼保連携型のみ)		○	こども園版
(添付) 園の危機管理、安全管理体制に関する書類		○	こども園版
(添付) 交通安全指導計画		○	こども園版
(添付) 避難(消防・不審者対策)訓練指導計画		○	こども園版
(添付) 苦情処理体制に関する書類		○	こども園版
(添付) 施設運営規程、園則(園則は幼保連携型のみ) ※1		○	こども園版
(添付) 就業規則(私立のみ)		○	こども園版
(添付) 傷害保険加入証(写)		○	こども園版がなければ現年度分
(添付) 調理室未設置理由書(特例適用施設のみ)		○	こども園版
(添付) 調理業務委託契約書(写)(調理業務を委託する場合のみ)		○	契約締結前の場合、(案)を提出
(添付) こども園移行年度の予算書(案)、申請年度の決算書(いずれも幼保連携型のみ)		○	
6 教育及び保育の計画		—	こども園版(6~9全て)
(添付) 教育課程(幼稚園型のみ)、全体的な計画(全こども園)		★	こども園版
(添付) 年間指導計画(年齢ごと)		★	こども園版
(添付) 月案(4月分)及び週日誌(4月末週)(年齢ごと)		★	こども園版 12月第2週又は第3週(記入後のもの)
(添付) デイリープログラム(年齢ごと)		★	こども園版(各年齢ごと:1号・2号認定の子どもへの配慮も記入)
7 小学校との連携に関する計画		★	・こども園版
8 教育保育従事職員の研修計画		★	・申請年度版
9 子育て支援事業の実施計画		★	・申請年度の実績(成果と課題を含む)
10 利用者負担額等に関する規定 ※2		○	こども園版(議決前の場合は(案))
11 学校法人寄附行為又は社会福祉法人定款(私立のみ)		○	こども園版(議決前の場合は(案))
12 法第3条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書(私立)	様式第22号	○	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園が対象
13 法第17条第2号各号の規定に該当しない旨の誓約書(私立)	様式第23号	○	幼保連携型認定こども園が対象
14 法人議事録		○	こども園移行に係る議事があるものすべて ※3

- ※1 園則と運営規定を兼ねている場合は、園則兼運営規程を提出。
- ※2 利用者負担額等を園則に規定する場合は園則の提出で可
- ※3 認定こども園に移行することの審議内容、定員や園則等の審議内容 等
幼保連携型認定こども園の場合は、既存の施設を廃止することの審議内容
添付書類については、一覧に記載する書類以外の書類の提出を求める場合があります。

＜提出・問合せ先＞
 秋田県教育庁幼保推進課
 TEL 調整・企画チーム 018-860-5127(○)
 指導チーム 018-860-5126(★)
 FAX 018-860-5850

9 関係法規

『認定こども園の手引き』 参照法令・条例等略称 を参照

■関連法(国)

支援法

子ども・子育て支援法

- 基本理念 ○給付支給認定
- 事業者 ○情報の公開・公表
- 子育て支援計画・事業 等

こども園法

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

- 認可／認定手続き ○教育・保育の内容 ○設置者 ○施設設備
- 職員配置・資格 ○子育て支援 ○情報の提供 等

■関連条例等(県)

秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例

- 認定要件 ○職員配置・資格 ○施設設備
- 食事の提供 ○教育/保育 ○管理運営 等

秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、施設及び運営に関する基準を定める条例

- 認定要件 ○職員配置・資格 ○施設設備
- 食事の提供 ○教育/保育 ○管理運営 等

秋田県認定こども園の認定及び運営等に関する取扱要領

- 認定申請 ○報告 ○教育/保育 ○情報の提供
- 幼保連携型認定こども園(設置・届出・認可) 等

秋田県幼保連携型認定こども園の設置等の認可に関する審査基準

- 設置者 ○名称・位置 ○子育て支援計画
- 廃止・休止 等

10 準備すること

～幼保連携型認定こども園を想定～

1 **保育士資格と幼稚園教諭免許 更新等手続きを忘れずに！**

経過措置期間があります

2 **利用定員の設定・変更は市町村へ事前に相談**

市町村の定めている計画に基づいた設定であること

3 **自園調理が原則**

3歳以上児は外部搬入が可能

調理設備 (給食提供園児数が20人未満の場合)

4 **調理員(全部委託、外部発注は必置を要しな**

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第4条第4項

5 **園則・運営規程の作成 ①または②のパターン**

- ①園則と運営規程それぞれを作成
- ②運営規程と兼ねた園則を作成

- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第20条
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条・16条
- 認定こども園の手引き「園則と運営規程の関係」参照
- 別紙「園則に関するチェック表」参考

6 **学校医・歯科医師・薬剤師 の配置
委嘱状(または辞令)を交付**

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条(学校保健安全法第23条の準用)
- 保育所必置の「嘱託医」→「学校医」

7	<p><利用者負担に関する規程> 特定教育・保育施設共通</p> <p>○利用者負担 保育料、実費徴収、上乗せ徴収、延長保育料、預かり保育料、一時預かり保育料 等</p> <p>○実費徴収 通園送迎費、給食費、学用・教材費、被服、保護者会の会費、行事への参加経費等 ※ 給食費:1号子ども(費用全部) 2・3号子ども(主食に係る費用分)</p> <p>○上乗せ徴収(特定負担額) 教職員の充実、設備更新の前倒し、施設整備備 等</p>	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条</p> <p>園則・運営規定への記載事項 (前ページの5参照)</p> <p>保護者へその都度説明し、保護者の同意を得ること (第13条第4項～第6項)</p> <p>保護者へ事前に説明のうえ、書面による同意が必要 (第13条第3項、5項、第6項)</p>
8	<p><備えておかなければならない書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出席簿 ・ 法令関係 ・ 園則 ・ 日課表 ・ 教科用図書配当表 ・ 学校医執務記録簿 ・ 学校歯科医執務記録簿 ・ 学校薬剤師執務記録簿 ・ 学校日誌 ・ 職員名簿 ・ 履歴書 ・ 出勤簿 ・ 担任の教科等の時間表 ・ 指導要録 ・ 出席簿 ・ 健康診断に関する表簿 ・ 入園選抜及び成績考査 	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第26条(学校教育法施行規則第28条の準用)</p>
9	<p>子育て支援事業実施・計画書の作成 市町村委託事業で実施する場合は、市町村の計画に基づいた内容であること。</p>	<p>実施方法:市町村からの委託または自主事業 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第10条 等 (県幼保基準条例第20条)</p>
10	<p>自己評価の実施と結果公表 (外部・第三者評価は努力規定)</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第23条、24条、25条</p>
11	<p>認定こども園要録の作成</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第30条</p>
12	<p>健康診断 入園時、毎年度2回 (うち1回は6月30日までに実施)することを原則</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第27条 (学校保健安全法施行規則第3～12条の準用)</p>
13	<p>医務室または保健室 職員室と兼用も可(設備や環境に配慮すること) 飲料用設備、手洗用設備、足洗用設備</p>	<p>幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第7条 (県幼保基準条例第9条)</p>
14	<p>苦情処理体制 特定教育・保育施設共通 窓口、意見箱等の設置、責任者・担当者・体制の表示</p>	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第30条</p>
15	<p>小学校との連携 交流活動、合同研修会、連携に係る計画の作成</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第10条第2項 秋田県認定こども園の認定及び運営等に関する取扱要領第14条</p>
16	<p>掲示:幼保連携型認定こども園である旨の表示 施設または敷地の公衆の見やすい場所に...</p>	<p>看板等:1箇所以上 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第11条 (県幼保基準条例第21条)</p>

11 各面積基準について
 ～既設保育園からこども園へ移行するケース～

園舎面積

■幼保連携型認定こども園へ移行する場合

必要面積<1>・<2> いずれかを満たすこと

<1>

A 学級数(満3歳以上)の区分に応じた面積

学級数	面積
1学級	180m ²
2学級以上	320m ² +(学級数-2)×100m ²

B 満3歳未満の園児数に応じた面積

面積 (①+②+③)
① 1.65m ² ×満2歳未満のほふくをしない園児数
② 3.3m ² ×満2歳未満のほふくをする園児数
③ 1.98m ² ×満2歳以上満3歳未満の園児数

必要面積<1>

A+B= m²

実際の面積は? m²

<2>

0歳児	_____人	×	1.65m ²	=	_____m ²
満1歳児	_____人	×	3.3m ²	=	_____m ²
満2歳児	_____人	×	1.98m ²	=	_____m ²
満3歳児	_____人	×	1.98m ²	=	_____m ²
満4歳児	_____人	×	1.98m ²	=	_____m ²
満5歳児	_____人	×	1.98m ²	=	_____m ²

必要面積<2>

実際の面積は? m²

■保育所型認定こども園へ移行する場合

乳児室	_____人	×	1.65m ²	=	_____m ²
ほふく室	_____人	×	3.3m ²	=	_____m ²
保育室(2歳)	_____人	×	1.98m ²	=	_____m ²
保育室(3歳)	_____人	×	1.98m ²	=	_____m ²
保育室(4歳)	_____人	×	1.98m ²	=	_____m ²
保育室(5歳)	_____人	×	1.98m ²	=	_____m ²

必要面積

実際の面積は? m²

保育室または遊戯室

■幼保連携型認定こども園へ移行する場合

乳児室	_____人	×	1.65m ²	=	_____m ²
ほふく室	_____人	×	3.3m ²	=	_____m ²
保育室(2歳)	_____人	×	1.98m ²	=	_____m ²
保育室(3歳)	_____人	×	1.98m ²	=	_____m ²
保育室(4歳)	_____人	×	1.98m ²	=	_____m ²
保育室(5歳)	_____人	×	1.98m ²	=	_____m ²

必要面積

実際の面積は? m²

柱や固定式の戸棚などを除いた、子どもが活動できる広さ(「有効面積」)は十分ですか?

■保育所型認定こども園へ移行する場合

乳児室(0歳)	_____人	×	1.65m ²	=	_____m ²
ほふく室(1歳)	_____人	×	3.3m ²	=	_____m ²
保育室・遊戯室(2歳以上)	_____人	×	1.98m ²	=	_____m ²

必要面積

実際の面積は? m²

0歳児でも、ほふくし始めると面積基準が3.3m²となります。成長に対応した面積は確保されていますか?

屋外遊戯場・園庭

子どもたちが安全に活動できる場所のみの面積ですか？

■保育所型認定こども園へ移行する場合

2歳以上の園児数 _____ 人 × 3.3㎡ = _____ ㎡ _____ ㎡

必要面積 実際の面積は？

■幼保連携型認定こども園へ移行する場合

A	満3歳以上の園児数に応じた面積
	3.3㎡ × 満3歳以上の園児数

B	2歳の園児数に応じた面積
	3.3㎡ × 2歳園児数

A+B = _____ ㎡ _____ ㎡

必要面積 実際の面積は？

幼保連携型、保育所型認定こども園にあつては、次の要件を全て満たす場合は、屋外遊戯場・園庭を認定こども園の付近にある場所に代えることができます。

- ・ 子どもが安全に供する場所であること。
- ・ 子どもが日常的に利用することができる場所であること。
- ・ 子どもに対し適切に教育及び保育を行うことが可能な場所であること。

～幼保連携型こども園を新設するケース～

園舎面

<p>A 学級数(満3歳以上)の区分に応じた面積</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">学級数</th> <th style="width: 70%;">面積 (A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1学級</td> <td style="text-align: center;">180㎡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2学級以上</td> <td style="text-align: center;">320㎡+(学級数-2) × 100㎡</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積 (A)	1学級	180㎡	2学級以上	320㎡+(学級数-2) × 100㎡	+	<p>B 満3歳未満の園児数に基準面積を乗じた面積</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">面積 (B) ①+②+③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 1. 65㎡ × 満2歳未満のほふくをしない園児数</td> </tr> <tr> <td>② 3. 3㎡ × 満2歳未満のほふくをする園児数</td> </tr> <tr> <td>③ 1. 98㎡ × 満2歳以上満3歳未満の園児数</td> </tr> </tbody> </table>	面積 (B) ①+②+③	① 1. 65㎡ × 満2歳未満のほふくをしない園児数	② 3. 3㎡ × 満2歳未満のほふくをする園児数	③ 1. 98㎡ × 満2歳以上満3歳未満の園児数
学級数	面積 (A)											
1学級	180㎡											
2学級以上	320㎡+(学級数-2) × 100㎡											
面積 (B) ①+②+③												
① 1. 65㎡ × 満2歳未満のほふくをしない園児数												
② 3. 3㎡ × 満2歳未満のほふくをする園児数												
③ 1. 98㎡ × 満2歳以上満3歳未満の園児数												

A+B = _____ ㎡ _____ ㎡

必要面積 実際の面積は？

柱や固定式の戸棚などを除いた、子どもが活動できる広さ(「有効面積」)は十分ですか？
0歳児でも、ほふくし始めると面積基準が3.3㎡となります。成長に対応した面積は確保されていますか？

保育室または遊戯室

～既設保育園から幼保連携型認定こども園へ移行するケース～と同じ

屋外遊戯場・園庭

子どもたちが安全に活動できる場所のみの面積ですか？

A	学級数	学級に応じた面積
	2学級以下	330㎡(学級数-1) × 30㎡
	3学級以上	400㎡+(学級数-3) × 80㎡

B	満3歳以上の園児数に応じた面積
	3.3㎡ × 3~5歳園児数

C AとBの大きい方の面積 _____ ㎡

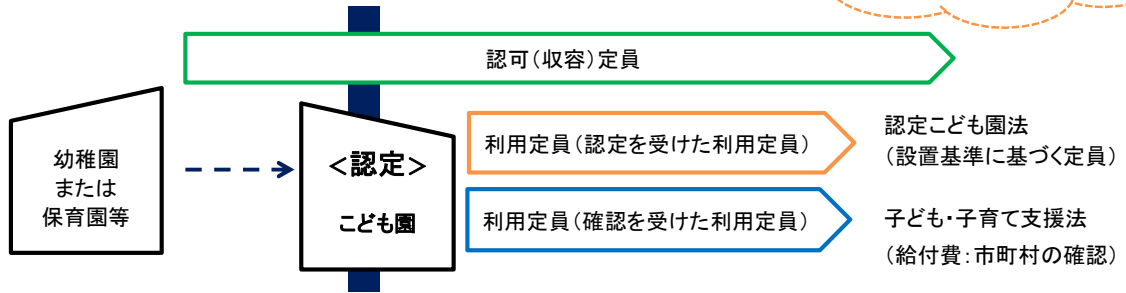
D	2歳園児数に応じた面積
	3.3㎡ × 2歳園児数

C+D = _____ ㎡ _____ ㎡

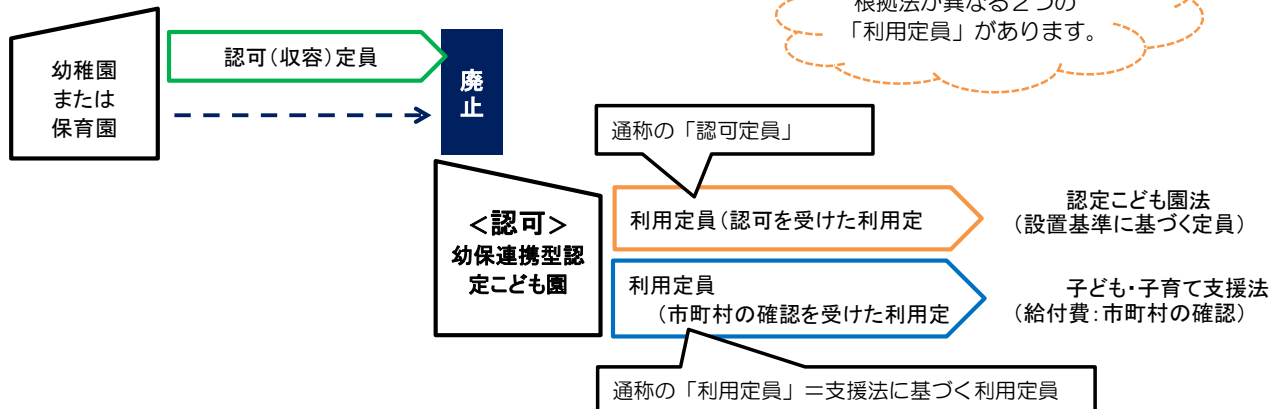
必要面積 実際の面積は？

12 利用定員について <参考>

○既設の施設が、こども園(幼稚園型・保育所型)になった場合



○既設の施設が、幼保連携型認定こども園になった場合



こども園認可・認定申請書(様式第1、7、10、13、17)に記載する「定員」及び「利用定員」について

各申請様式の「定員」及び「利用定員」は、認定こども園法に基づく利用定員をいい、職員配置や施設の基準を満たしていると認定・認可された定員となります。(子ども・子育て支援法の利用定員(以下、「支援法に基づく利用定員」という)は、本申請書類には記載される箇所はありません。)

各申請様式の「定員」及び「利用定員」に記載した人数が、認可・認定され、「認可定員(幼保連携型)」「認定定員(幼保以外のこども園)」となります。

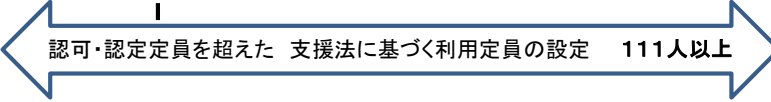
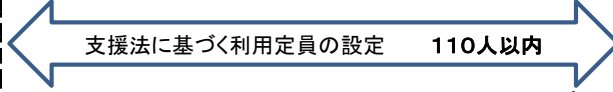
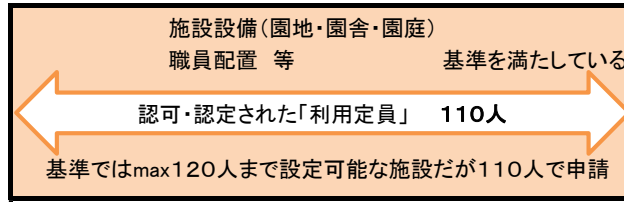
なお、支援法に基づく利用定員は、認可・認定された「利用定員」を超えることは出来ません。認可・認定後、園児数の変更が生じ、支援法に基づく利用定員を変更する場合は、認可・認定定員を必ず確認してから変更してください。

<例>

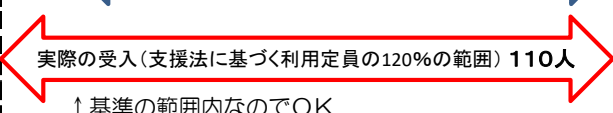
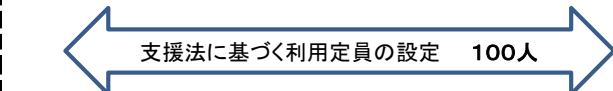
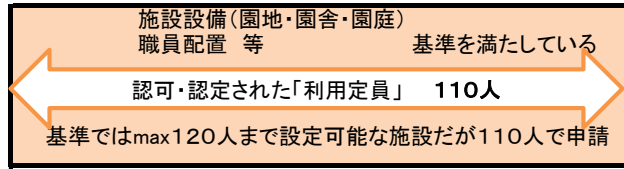
支援法に基づく
「利用定員の設定」



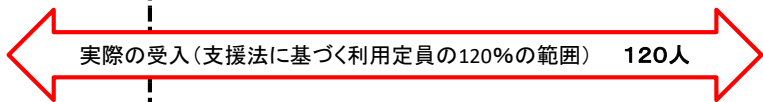
利用定員120%まで受入れる場合



認可定員と利用定員は同数とするのが原則ですが、認可定員の範囲内で利用定員を設定することができます。
認可定員＝利用定員
認可定員＞利用定員
この場合、支給認定区別に判断します。



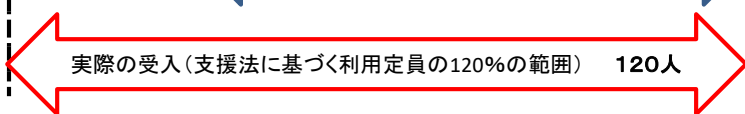
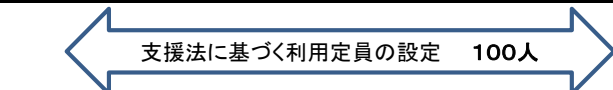
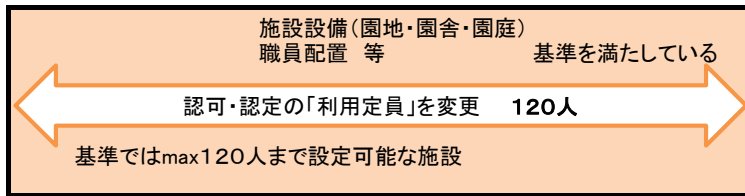
年齢毎の保育室の基準や職員配置は満たしていますか？



認可・認定された「利用定員」を超えてしまった！

対応策

認定・認可定員を変更し、120人とする。→こども園法に基づく変更の届出



年齢毎の保育室の基準や職員配置は満たしていますか？

121人以上の受入は、施設等の基準や支援法に基づく利用定員の限度をオーバーするので不可